

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（2019年度）

当社では、取締役会により決議された業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めています。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

### 1. 監査委員会の職務の執行に関する事項

#### (1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務執行を補佐する者として、取締役会決議により、監査委員会補佐役を置いています。かかる監査委員会補佐役は監査委員の指示・監督のもと、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、監査委員会を補佐して実査・往査を行っています。また、かかる監査委員会補佐役は、必要に応じて、内部統制に関わる部門（内部監査・経理・財務・IR・コンプライアンスその他）と連携しています。

#### (2) 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会補佐役の選解任については、監査委員会の同意を要することとしています。また、ソニーグループの業務の執行に関わる役職を兼務しない、専任の監査委員会補佐役は、監査委員の指示・監督のもと、前記(1)の業務を遂行しており、その業績評価は監査委員会が行っています。

#### (3) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び会計参与ならびに使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制、及びソニーグループ各社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会又は監査委員が持つ様々な権限や報告を受けるべき内容については、社内規則として明文化し、ソニーグループ内においてその周知徹底に努めています。また、社内規則にもとづき監査委員会が報告を受けるべき内容については、以下を通じて監査委員会に対して適宜、報告が行われています。

- ① 当年度に6回開催した監査委員会での審議
- ② 監査委員会補佐役に行わせる活動（おおよそ月に2回以上開催される重要な経営執行にかかる会議への陪席、年間およそ430件に及ぶ上級役員の決裁書類等の閲覧等）

#### (4) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動することが最善かを確認することをはっきりとかつ繰り返して奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・従業員に報復がなされることのないよう保護することをソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、通報者保護に努めています。ソニーグループには、ソニー・エシックス&コンプライアンス・ホットライン（「内部通報制度」）

をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で通報することができます。当年度においては、ソニーグループ全体で、内部通報制度を通じて約440件の通報を受け付け、適宜対応しました。

#### **(5) 当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画にもとづき、監査委員会及び監査委員が行った活動にともない発生した費用を負担しています。これらの費用には、監査委員会がその職務を遂行するためや職務に必要な知見を獲得・更新するために必要な費用(外部団体への参加費用等)も含まれます。

#### **(6) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査委員会は、各監査委員又は監査委員会補佐役が直接行う監査活動に加えて、当社の内部監査部門及びソニーグループの内部統制を担当する各部門と連携して行う「組織監査」を行っており、監査委員会又は適宜開催するその他の会議や監査委員会補佐役の活動等を通じて前記

各部門より定期的に報告を受け、また必要に応じて調査の依頼をし、その経過及び結果について報告を受けています。さらに、当社の内部監査担当部門は、ソニーグループの財務報告にかかる内部統制の有効性を評価するために実施した監査について、四半期ごとに監査委員会に対して報告しています。

また、当社の内部監査部門の責任者の任免については、監査委員会の事前同意を要件とするとともに、ソニーグループ各社の監査役・監査委員、ソニーグループの各地域における内部監査部門の責任者及びソニーグループの各ビジネス領域における内部監査部門の責任者の選任及び解任については、監査委員会が事前に同意すべき、又は事後に報告を受けるべき者を指定し、それに応じた対応を行っています。さらに、監査委員会は、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行うため、以下を実施しています。

- ① 会計監査人から、当該会計監査人の品質管理体制、独立性、職業倫理、専門性、監査の有効性及び効率性等につき報告を受け、その内容を確認すること
- ② 期初において、当年度における会計監査人が実施予定の監査計画の説明を受けたうえでその内容を確認し、その報酬等に同意をすることに加え、定期的に業務内容及びその報酬について報告を受け、その内容を確認すること
- ③ 会計監査人から四半期財務報告のレビューを含む期中及び年度末の監査の手続と結果についての報告を受け、その内容を評価すること
- ④ ソニーグループの内部統制に関わる部門から会計監査人による監査活動について報告を受け、再任に関する意見を聴取すること等

本事業報告に添付の監査報告にも記載のとおり、監査委員会  
は当社の会計監査人による監査の方法及び結果は相当で  
であると評価しています。

## **2. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制その他当社の 業務ならびにソニーグループの業務の適正を 確保するための体制**

### **(1) 当社の執行役及び使用人ならびにソニー グループ各社の取締役等の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するた めの体制**

ソニーグループは、法令を遵守し、倫理的に事業活動を行う  
ことに確固として取り組んでいます。ソニーグループの  
マネジメントは、自ら範を示し、この取り組みを実行して  
います。ソニーグループでは、当社のコンプライアンス統括部門  
と各地域(米州・欧州・日本・東アジア・パンアジア)に設置  
した地域コンプライアンス統括部門が連携し、コンプライアンス  
ネットワークを構築し、啓発メッセージや社内規則、教育研修、  
監査を組み合わせ、倫理的な事業活動と法令遵守への  
取り組みを推進しています。

ソニーグループ行動規範は、ソニーグループのコンプライアンス・  
プログラムの根幹をなすものであり、重要なテーマやリスク  
領域に関する核となる価値観や基本方針を定めています。  
ソニーグループは、役員・従業員が、企業倫理に関する懸念  
を抱いた場合にはこれを報告し、また、どのように行動する  
ことが最善かを確保することをはっきりとかつ繰り返して  
奨励するとともに、誠意をもって不正行為を報告した役員・  
従業員に報復がなされることのないよう保護することを  
ソニーグループ行動規範その他の社内規則により明文化し、  
通報者保護に努めています。ソニーグループには、「内部

通報制度」をはじめとする、企業倫理に関する質問や問題を  
役員・従業員から随時受け付けている多くの報告・相談  
窓口があります。内部通報制度は、通常の社内の指揮命令  
系統から独立して運営されています。内部通報制度の受付  
窓口は、専門の第三者機関が運営しており、専門の教育を  
受けたオペレーターが対応にあたっています。また、いつでも、  
各国の言語で通報することができます。通報にかかる機密  
は保持され、各国の法令によって認められる限り、匿名で  
通報することができます。

コンプライアンス・プログラム及び内部通報制度の運用状況  
は、当社の監査委員会に月次で報告され、また、定期的に報告  
の場が設けられています。なお、当年度においては、ソニー  
グループ全体で、内部通報制度を通じて約440件の通報を  
受け付け、適宜対応しました。

また、情報開示については「情報開示に関する統制と手続  
(Disclosure Controls and Procedures)」を社内規則と  
して明文化し、ソニーグループの主要なビジネスユニット、  
子会社、関連会社及び社内部署に周知徹底するとともに、  
この仕組みの設計・実施・評価に関し、当社のCEO及びCFO  
を補佐する機関として、社内の関連部門の責任者により  
構成される「ディスクロージャーコミッティ」を設置しています。  
また、社内規則等にもとづきディスクロージャーコミッティに  
報告等がなされた潜在的重要事項につき、ソニーグループ  
全体にとっての重要性を評価したうえで、適用される法令・  
証券取引所の規則等に照らし、開示の必要性を検討し、  
CEO及びCFOへ報告しています。さらに、「情報開示に関する  
統制と手続」については、毎年ディスクロージャーコミッティ  
が中心となって適宜必要な見直しを実施しています。

## **(2) 当社の執行役及びソニーグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営に関する迅速かつ効率的な意思決定を可能にすべく、「ソニー株式会社決裁規程」その他の社内規則を明文化し、その周知徹底に努めています。また、同様に、ソニーグループにとっての重要案件が、ソニーグループ各社から漏れなく当社のマネジメントへ上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、「ソニーグループ決裁規程」を定め、ソニーグループ内に周知徹底しています。さらに、これらの社内規則において、決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスク等に関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、ソニーグループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行うことを明文化しており、それらの者はその遵守に努めています。

また、これらの社内規則については、事業環境や経営体制等を踏まえ、適宜見直しを実施しています。

## **(3) 当社及びソニーグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

ソニーグループの各ビジネスユニット、子会社、関連会社、社内部署は、それぞれの担当領域において、定期的にリスクを検討・評価し、損失のリスクの発見・情報伝達・評価・対応に取り組んでいます。当社の執行役を含む上級役員は、自己の担当領域において、ソニーグループに損失を与えうるリスクを管理するために必要な体制の整備・運用を推進しています。また、グループリスク管理を担当する執行役は、関連部門による活動を通じて、ソニーグループのリスク管理体制の整備・強化に取り組んでいます。

## **(4) ソニーグループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、「ソニーグループ決裁規程」や「重要事項開示に関する報告要請」等の社内規則により、ソニーグループ各社が事前に当社のマネジメントの承認を要する事項及びソニーグループ各社からの報告を求める事項等を明文化し、それらの周知徹底に努めるとともに、これら社内規則により構築された体制にもとづき、ソニーグループ各社の財務状況やソニーグループ全体にとって重要と思われる情報について、以下を通じて定期的に報告(直接又は間接)を受けています。

- ① 年間予算や中期事業計画の審議・策定に係る会議
- ② 当社やソニーグループ各社における重要な経営執行に係る会議での事業内容の報告
- ③ 当社経理部門での月次の決算情報のとりまとめ 等

## **(5) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

執行役を含む上級役員の職務の遂行に係る文書その他の情報の保存・管理に係る事項については社内規則として明文化し、その周知徹底に努めており、以下の文書については少なくとも10年間保存するとともに、その他の情報についても、法令及び当社の社内規則に従い適切に保存及び管理しています。

- ① 執行役を含む上級役員による決裁
- ② 上級役員より権限を委譲された従業員による決裁
- ③ CEO、CFOの職務執行を直接補佐する会議体の記録